

第3次 松山市男女共同参画基本計画

一人ひとりが自分らしく笑顔で暮らせるまち

概要版



松山市



一人ひとりが自分らしく 笑顔で暮らせるまち

本計画では、男女共同参画社会の実現を目指すため、一人ひとりがあらゆる分野で互いに認め合い、配慮し、優しさと思いやりをもって自分らしく生活しながら、笑顔で暮らせる松山市を目指します。

男女共同参画とは

男女が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことです。

(松山市男女共同参画推進条例第2条第1号より)

計画の性格

- (1) 「松山市男女共同参画推進条例」に基づき、国や愛媛県の「男女共同参画基本計画」との整合を図りつつ、第6次松山市総合計画*の施策に位置づけられている男女共同参画社会の実現を目指し、本市の特性に応じた男女共同参画の取組を明らかにした総合的な計画です。
- (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）*」に基づく、「松山市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（配偶者暴力防止基本計画）」を含む計画です。
(主要課題1 重点目標1)
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）*」に基づく、「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」として位置付けた計画です。
(主要課題3及び主要課題4)
- (4) 市、市民及び事業者が、家庭・地域・職場・学校などのあらゆる場で男女共同参画を推進するための目標・指針です。
- (5) この計画に示された施策の方向に沿って、具体的な事業実施計画を策定します。

計画の期間

この計画の期間は、平成29年（2017年）度から平成34年（2022年）度までの6年間とします。なお、社会経済環境の変化や計画の進捗状況、国及び愛媛県の動向などを見据えながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

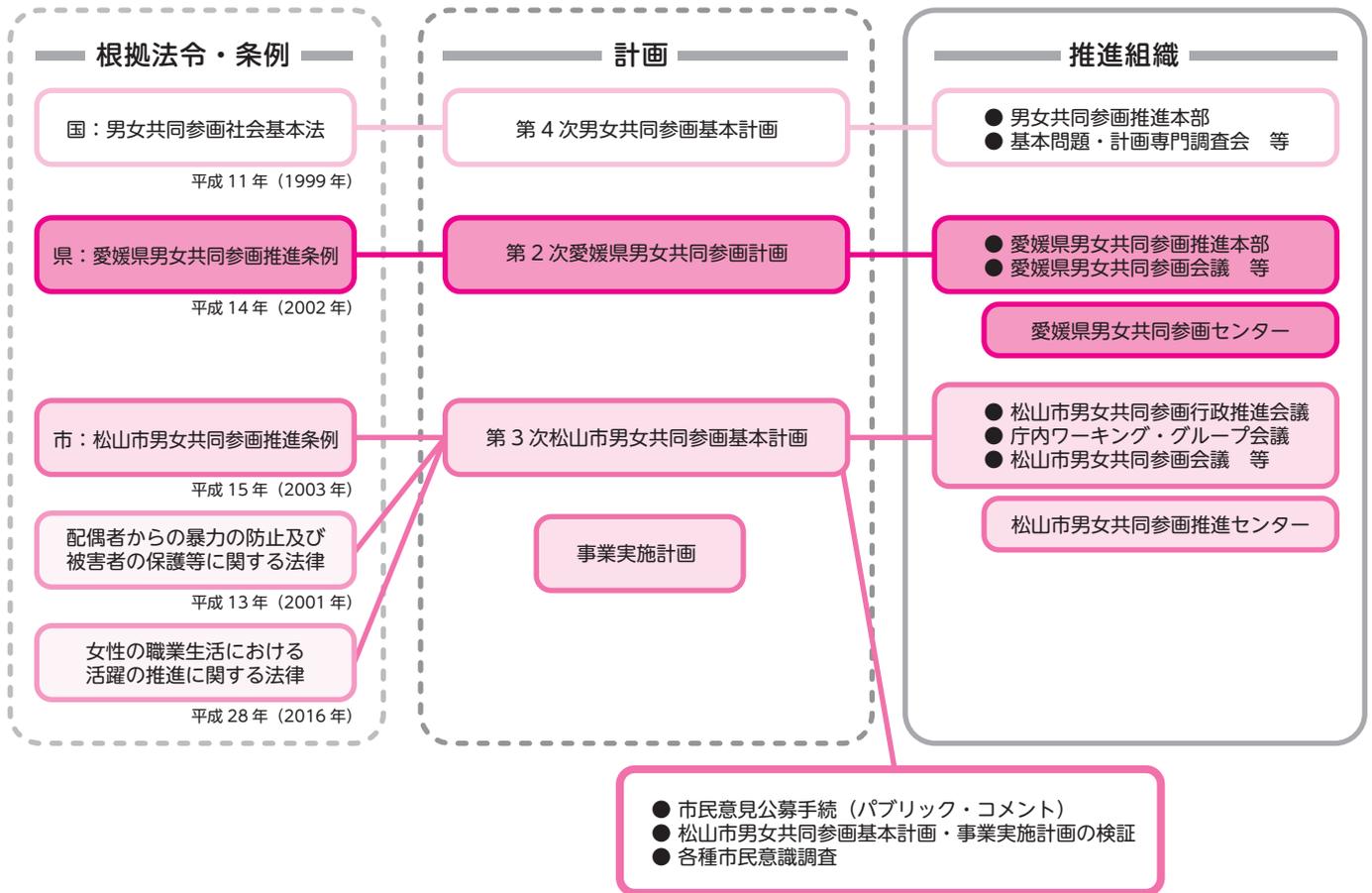
平成17年度	平成22年度	平成23年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
松山市男女共同参画基本計画		第2次松山市男女共同参画基本計画			第3次松山市男女共同参画基本計画

*第6次松山市総合計画 市政での最上位の計画として位置付けられるもので、将来のまちのあるべき姿(将来都市像)を描くとともに、その実現に向けて、まちづくりの方向性を総合的かつ体系的にまとめた計画をいう

*配偶者暴力防止法 配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備について定めている法律をいう

*女性活躍推進法 女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人格が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした法律(平成27年9月4日法律第64号)をいう

政策体系



推進体制

① 庁内体制の充実

法律等に基づく男女共同参画社会づくりに関する諸施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内組織である「松山市男女共同参画行政推進会議」や「庁内ワーキング・グループ会議」で情報の共有化と庁内連携を強化するとともに、計画に基づいた事業の進捗状況の把握や評価を行うなど、計画の総合的な推進を図ります。

② 松山市男女共同参画会議の機能活用

男女共同参画社会の実現に向け、学識経験者など市民で組織する「松山市男女共同参画会議」で、男女共同参画推進に関する基本的かつ重要な事項について調査・審議を行い、意見を聴きながら事業を推進します。

③ 市民及び事業者との連携・協力

男女共同参画の推進に向け、市民及び事業者に対して積極的な情報提供等を行い、理解を深めるとともに、連携・協力しながら、基本計画を推進します。

④ 拠点施設の機能の充実

男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設である松山市男女共同参画推進センターで、男女共同参画に関する情報の収集、学習機会の提供、各種団体・グループの支援、相談などの活動を充実させ、より効果的な事業を推進します。

⑤ 事業実施計画の策定と進捗状況等の公表

基本計画を具体的かつ、計画的に推進していくため、事業実施計画を策定し、毎年進捗状況を的確に把握・評価するとともに、その評価内容を公表するなど、より効果的な推進につなげていきます。

目標

男女共同参画社会の実現

主要課題

重点目標

①

男女の人権の尊重
～互いを理解し尊重します～

男女間のあらゆる暴力の根絶

生涯を通じた男女の健康支援

メディアでの男女の人権の尊重

②

社会制度・慣行の見直し
～豊かに暮らせる社会を目指します～

社会での制度や慣行についての配慮

国際交流と国際協力の促進

③

方針決定過程への女性の参画拡大
～多様な意見が反映される社会を目指します～

市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大

④

仕事と生活の調和
～仕事と生活の調和が図られる社会を目指します～

雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保

柔軟な働き方を可能にするための理解促進と条件の整備

高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

⑤

地域防災分野での男女共同参画
～災害時こそ互いを配慮します～

男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の充実強化

男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災体制の確立

⑥

教育分野での男女共同参画
～豊かな人間性を育む教育を目指します～

男女平等を推進する教育・学習の充実

多様な選択を可能にする教育・学習の充実

推進体制

1. 庁内体制の充実
2. 松山市男女共同参画会議の機能活用
3. 市民及び事業者との連携・協力
4. 拠点施設の機能の充実
5. 事業実施計画の策定と進捗状況等の公表

数値目標

基本計画を具体的に推進するために、次の項目について数値目標を定めます。

主要課題	項目	実績値 平成 28 年 (2016 年)	目標値 平成 35 年 (2023 年)
男女の人権の尊重	ドメスティック・バイオレンスの認知度	80.6% (平成 25 年度)	90%
社会制度・慣行の見直し	社会全体で、男女の地位は 平等になっていると思う人の割合	30.3%	50%
方針決定過程への 女性の参画拡大	審議会等への女性の登用率 (注 1)	34.2%	40%
	松山市女性人財情報登録リストの 登録者数 (注 2)	162 人	300 人
仕事と生活の調和	松山市の管理的地位にある 職員に占める女性の割合	6.1% (平成 27 年度)	10%以上 (平成 32 年度)
	松山市の育児休業を取得する 男性職員の割合	1.6% (平成 26 年度)	13%以上 (平成 32 年度)
	保育所等利用待機児童数 (注 3)	94 人	0 人
	放課後児童クラブ入会児童数	4,726 人	5,518 人 (平成 31 年度)
	ファミリー・サポート・センターの利用件数	15,063 件 (平成 27 年度)	15,500 件
地域防災分野での 男女共同参画	防災士に占める女性の割合	12.0%	20%
教育分野での男女共同参画	松山市男女共同参画推進センター 各種啓発事業への参加者数	3,709 人 (平成 27 年度)	4,000 人

(注 1) 市は、審議会等*の附属機関その他これに準じるものの構成員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的改善措置を講じることにより、男女のいずれか一方の構成員の数が構成員の総数の 10 分の 4 未満とならないよう努めるものとする。(松山市男女共同参画推進条例第 19 条第 2 項)

(注 2) 各分野で活躍している女性を松山市女性人財情報として登録し、審議会等の委員選考時に活用している

(注 3) 調査日時点で、保育の必要性が認定され保育所等へ入所申し込みをしているが、入所できていない児童数 (なお、保護者の私的な理由により待機している場合など、一定の条件を満たしていないものを除く)

*審議会等 行政が政策立案や執行にあたり、その専門的な知識やアイデアを活用するとともに幅広い意見を市政に反映させることを目的として、各界各層から人材を集めた行政の附属機関及びそれに属するものをいう